

空家等活用促進区域の活用について

1. 空家等活用促進区域とは

「空家等活用促進区域」とは、改正空家特措法に基づき、対象となる区域の内、空家等の活用により、地域の経済的社会的活動の促進が求められている区域を促進区域として設定することができるもの。

「経済的社会的活動」とは、地域の商店街の商業活動や、地域住民の集団・組織による福祉活動や地域コミュニティの維持活動など、幅広い活動を指す。

これらの活動の促進が求められる以下の区域（別表）において、当制度による区域設定を行うことができる。

空家等活用促進区域の活用について

(別表)

対象区域	区域の概要
中心市街地 (中心市街地活性化法第2条)	相当数の小売商業者及び都市機能が集積し、 市の中心となる市街地
地域再生拠点 (地域再生法第5条第4項第8号)	集落や農村地等の集落生活圏を含む一定の地域
地域住宅団地再生区域 (地域再生法第5条第4項第11号)	人口減少・少子高齢化に対応した、良好な居住環境の確保等を 図ることが適当な、相当数住戸の団地及び周辺区域
歴史的風致の重点区域 (歴史まちづくり法第2条第2項)	重要文化財、重要伝統的建造物群、 歴史的風致の維持等が必要な区域
商店街活性化促進区域 (地域再生法第5条第4項第7号)	活力維持に支障があり、 活性化を図ることが適当と認められる商店街
農村地域等移住促進区域 (地域再生法第5条第4項第12号)	活力維持に支障があり、移住の促進により活力向上を 図る必要がある区域
滞在促進地区 (観光圏整備法第2条第2項)	観光圏整備計画に位置付けられた、 宿泊サービス向上等を重点的に実施する地区
上記のほか、地域における住民の生活、産業の振興又は文化の向上の拠点であって、生活環境の整備、 経済基盤の強化又は就業の機会の創出を図ることが必要であると市町村が認める区域	

空家等活用促進区域の活用について

2. 計画への記載について

本市は別表に定める中心市街地等の対象区域は設定していない。

現時点で、空家等活用促進区域の設定は行っていないが、今後、空家等対策の促進や、各分野における政策課題の解決に必要な場合は、当制度を活用することが有効となることも想定される。



「今後、本市における空家等活用促進区域制度の活用について、
庁内関係各課との意見交換により、検討を深化させていく。」

といった方向性で計画に記載していく。